

教員の懲戒処分について

このたび、下記のとおり懲戒処分を行いました。

記

1. 被処分者：本学薬学部教授（男性、40歳代）
2. 処分の内容：停職1月（2020年7月2日～2020年8月1日）
3. 処分の概要
懲戒に該当する事実は、以下のとおりであります。
 - 1) 被処分者は、2019年12月の自身が主宰する分野（研究室）の情報交換会の経費に係る伝票処理の過程において、①虚偽の飲食費支出何及び支出伝票を会計課に提出した、②本事案の調査過程において学長及び事務局長に虚偽の報告を行った、③自身の虚偽発言を隠ぺいするため、同分野の助教に対し口裏合わせの指示を行った。
 - 2) 被処分者は、細菌関連の研究において、①2018年6月と9月に学外から菌株を受領した際の受入れ申請手続きを怠り、②又、臨床由来菌株を使用して研究する場合の倫理審査申請手続き、③及び、成果有体物受入届出手続きについて、長きにわたり怠っていた。
 - 3) 被処分者は、研究には直接関係しない電子機器の購入（2017年2月）、医療用医薬品の購入（2018年12月）等不適切な研究費の使用を行っていた。
注）上記の研究費は、国の補助金などの公的な外部資金ではない。

上記1)の虚偽の飲食費支出及び支出伝票を提出した行為は本学研究費の不正使用の防止及び対応に関する規則第2条第1項第3号②（虚偽の申請に基づき、申請と異なる飲食費等を支払わせること）に抵触し、本学職員懲戒規程の懲戒の量定基準の「2 業務上の取扱い関係(3) 詐取」に該当する行為です。又、学長等を欺いた行為は、本学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第18条第1項第1号の「本学の諸規則等の遵守、職場の秩序を保持し、職務を遂行」に違反し、懲戒の量定基準の「1 一般服務関係(6) 虚偽報告」に該当する行為です。更に、同分野の助教に対し口裏合わせの指示を行ったことは、「他の職員、学生及び大学関係者の人権を侵害し、又は不当に不快にさせる言動を行ってはならない」の就業規則第18条の2第1項に違反し、懲戒の量定基準の「1 一般服務関係(13) セクシャルハラスメント以外のハラスメント」に該当する行為です。

上記2)の正当な理由なく各種届出等を提出しなかった行為は、本学「人を対象とする研究」倫理審査委員会規程、本学病原体等安全管理規程及び本学成果有体物取扱規則に定める手続きに抵触し、就業規則第18条第1項第1号の「本学の諸規則等の遵守」に違反し、懲戒の量定基準の「5 倫理義務違反関係(1)(22)」に該当する行為です。

上記3)の研究費の不適切使用については、本学研究費の不正使用の防止及び対応に関する規則第2条第1項第3号⑤（定められた用途以外に使用すること）に抵触し、就業規則第18条第1項第1号の「本学の諸規則等の遵守」に違反し、懲戒の量定基準の「2 業務上の取扱い関係(9) 本学の金銭・備品等の不適正処理」に該当する行為です。

よって、就業規則第41条第1項第1号の規定により、停職1月の処分を行いました。

又、学内教員の管理監督的立場にある大学長に対して、今後、二度とこのような事態を起こさないよう、厳重に注意を行いました。

4. 公表について
本件について、5月26日付で本学職員懲戒規程第6条の規定により懲戒審査委員会を設置して数回の審査を行い、本日、被処分者に対し懲戒通知書を交付しました。
5. 再発防止について
本学の教員がこのような事案を起こしたことは、大学として誠に遺憾であり、これまで以上に本学の全職員に対し、コンプライアンスに関する研修を実施する等、再発防止に取り組むとともに、大学全体としてもコンプライアンスの遵守に努めて参ります。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

京都薬科大学 庶務課 TEL: 075-595-4600 FAX: 075-595-4750